

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

千代田区は、公共交通機関をはじめとした都市基盤の充実等、恵まれた環境を背景とし、宿泊・飲食サービス業、学術研究・専門技術サービス業、情報通信業、金融・保険業等をはじめとして、多種多様な産業が集積する地域である。これに加え、近年、全国的に人口が減少していく中で、区の人口は増加傾向にあり、今後より一層の経済発展が期待される地域でもある。

その一方、区内中小企業の中には、経営者及び従業員の高齢化等を背景とした人手不足に直面する事業者もあり、今後、設備投資を通じた生産性の向上が求められるところである。

(2) 目標

千代田区は、上記概況を踏まえ、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、区内中小企業の振興を図る。

なお、これを実現するうえでは、期間中の認定件数が年平均 5 件であることを具体的な目標として設定する。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

千代田区内には、多種多様な産業が集積しており、これに伴い、導入する先端設備等の種類も多岐にわたることが想定される。これを踏まえ、本計画において対象とする設備は、中小企業経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定される先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

千代田区の産業は、大手町・丸の内・有楽町エリアをはじめとして、区内の各域に遍在している。これを踏まえ、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は全ての地域をその対象とする。

(2) 対象業種・事業

千代田区内には、多種多様な産業が集積しており、これら全てが区の経済と雇用を支えている。これを踏まえ、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画は全ての業種をその対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、業務の自動化、IT技術の活用による業務の効率化等、多様なものが想定できる。これを踏まえ、本計画は、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業をその対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

千代田区は、人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、千代田区は、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。